（別紙４－１　まいわし対馬暖流系群）

第１　対象となる特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第２　資源再建計画の期間

令和４管理年度から令和13管理年度まで

第３　資源再建計画において講ずる措置

別紙２－７に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和２年度（2020年度）及び令和３年度（2021年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。

①　別紙２－７の第４に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。

②　別紙２－７の第５に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。

この措置により、親魚量は令和13年（2031年）に50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ることから、当該措置は法第12条第２項の資源再建計画の策定目標に合致している。

第４　資源再建計画の検証の方法

１　資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から２年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まいわし対馬暖流系群に係る本則第８の１の資源管理方針に関する検討会又はＴＡＣ設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。

２　検証の結果、必要と認められる場合には、１の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第５　その他

１　資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。

２　検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量をいう。）を下回っていることが判明した場合には、別紙２－７の規定に基づき必要な措置を講ずるこ

とする。